

1. 趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例を設ける立法措置を講ずる。

2. 概要

➤ 消費税の転嫁拒否等の行為の取締り・被害者の救済

- ・公正取引委員会及び経済産業省(中小企業庁)は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。
- ・各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
- ・経済産業省(中小企業庁)及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
- ・公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を採るよう勧告・公表する。
- ・公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

(平成29年3月末までの時限的な措置とする。)

転嫁拒否事案に対する処理スキーム(概要)

